森林・山村多面的機能発揮対策交付金の特徴

里山活動を支援する様々な民間財団等の助成金がありますが、これらと比べると、森林・山村多面的機能発揮対策交付金には、以下の長所と短所があります

７つの長所

１　申請まで事務局が支援します

（事務局と団体が「お互いに顔の見える関係」を目指しています）

申請予定箇所を実際に確認しますので、申請を検討している段階で

気軽に事務局に連絡してください

２　申請が採択されるように事務局が申請書類の助言を行います

３　活動が始まった後も、現地、メールなどで事務局が支援します

４　一度採択されると３年間活動を継続できます

５　申請した年から、交付金を使うことができます

６　活動した会員の人件費（日当）に交付金を使うことができます

７　作業の安全に関する専門家など様々なアドバイザーから、無料で

　助言・指導を受けることができます

４つの短所

１　活動日ごとに写真が必要で、作る書類が多くなります

２　１年のうち活動できる期間は、最大でも約９ヶ月です

　　（６月～翌年２月）

３　活動場所は森林に限定されます

４　終了から５年間以上、基本的に森林のまま維持してください